

毎週火、金曜日出刊(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 昭和三十七年度内水面種苗蓄養施設補助金交付要綱
小規模事業指導費補助金交付要綱の全部改正

告示

鳥取県告示第四百一号

昭和三十七年度内水面種苗蓄養施設補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年度内水面種苗蓄養施設補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 県は、水産業振興のため、水産業協同組合が行なう内水面種苗蓄養施設の設置事業に要する経費につき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十三年四月鳥取県補助金等交付規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「補助事業」とは、前条に規定する内水面種苗蓄養施設の設置事業であつて、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 こい、ふな及びわかさぎの内水面種苗蓄養施設の一面が、二、五坪以上のもので新設されたもの
- 二 あゆの内水面種苗蓄養施設の一箇の体積が、二立方メートル以上のもので新設されたもの

(補助事業及び補助率)

第三条 補助事業及び補助率は、別表のとおりとする。
(添付書類)

第四条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び様式第二号のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、内水面蓄養施設の内容、管理等を明らかにする書類を添えなければならない。

(申請事項の変更)

第五条 規則第十一条第一項の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項を変更し又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、様式第三号の補助事業変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第四号のとおりとし、当該補助金の交付のあつた日の属する会計年度経過後二十日以内に知事に提出しなければならない。

(書類の枚数)

第七条 規則第五条に規定する申請書及びこの要綱に基

づいて知事に提出する書類は、正副三通作成しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度の補助金に適用する。

別表

補助事業	補助率
い、ふな及びわかさぎの内水面種苗蓄養施設	事業費の三分の一以内
あゆみの内水面種苗蓄養施設	

様式第一号

内水面種苗蓄養施設事業計画

- 1 施設名
- 2 施設実施箇所
- 3 事業費及び経費
- 4 施行方法
- 5 施行時期
- 6 施行後の管理方法
- 7 事業効果
- 8 事業明細

様式第二号

収入の部

収 支 予 算 書

区 分	前年度予算額	本年度予算額	差 引	増 減	備 考
	(又は本年度予算額) 円	(又は本年度精算額) 円			
県費補助金					
計					

支出の部

区 分	前年度予算額	本年度予算額	差 引	増 減	備 考
	(又は本年度予算額) 円	(又は本年度精算額) 円			
計					

様式第三号

鳥取県知事 殿

申請者 住所 氏名

年 月 日

昭和 年度内水面種苗蓄養施設事業計画変更承認申請書

昭和 年 月 日付受水第 号で補助金交付決定通知のあった、内水面種苗蓄養施設事業は、下記事由により計画を変更したいから、昭和 年度内水面種苗蓄養施設補助金交付要綱第四条の規定により申請します。

記

1 事業の変更

事項	原 計	変 更 計	変 更 事 由

2 経費の変更

事項	割 当	変 更 額	比 較 増 減 額	変更に伴う経費算出の基礎
	単 価 金 額			

様式第四号

鳥取県知事 殿

申請者 住所 氏名

番 号 年 月 日

昭和 年度内水面種苗蓄養施設事業実績報告書

昭和 年 月 日付受水第 号による補助金交付決定通知に基づき、下記のとおり内水面種苗蓄養施設事業を実施したので、内水面種苗蓄養施設補助金交付要綱第六条の規定によりその実績を報告します。

記

- 1 事業完了年月日
- 2 事業効果の概要
- 3 収支精算書（様式第二号に準じて作成するものとする。）
- 4 その他必用事項

鳥取県告示第四百二二号

小規模事業指導費補助金交付要綱(昭和三十六年九月鳥取県告示第五百十号)の全部を次のように改正する。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

小規模事業指導費補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 県は、小規模事業の振興と安定を図るため、商工会、商工会議所及び県商工会連合会(以下「商工会等」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「小規模事業者」とは、商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号。以下「商工会法」という。)第二条第二項に規定

する者をいう。

2 この要綱において「商工会」及び「県商工会連合会」とは、それぞれ商工会法に基づく商工会及び県商工会連合会をいう。

3 この要綱において「商工会議所」とは、商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)に基づく商工会議所をいう。

(補助金の交付対象)

第三条 小規模事業指導費補助金(以下「補助金」という。)は、商工会等が、次の各号に掲げ事業を実施するために必要な経費のうち、別表一に掲げる経費であつて、知事が必要かつ適当と認めるものについて交付する。

一 商工会又は商工会議所が第四条に定める資格を有する経営指導員を設置して行なう次に掲げる事業を中心とする小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業(以下「経営改善普及事業」という。)に要する経費

イ 商工業に関する相談及び指導

ロ 商工業に関する講習会又は講演会の開催

二 県商工会連合会が第五条に定める資格を有する商工会指導員を設置して行なう商工会の運営指導事業に要する経費

(経営指導員の資格)

第四条 経営指導員は、次の各号の一に該当する者であつて、経営改善普及事業に専従する者でなければならぬ。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を卒業した者(以下「大学卒業者」という。)であつて、商工業の指導又は経営実務に最近五年のうち二年以上従事した経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、(旧専門学校令(明治三十七年勅令第六十一号)による専門学校又は旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高

等学校を卒業したもの(以下「短期大学等卒業者」という。)であつて、商工業の指導又は経営実務に最近五年のうち三年以上従事した経験を有する者

三 商工業の指導実務に最近七年のうち五年以上従事した経験を有する者

四 第一号又は第二号に定める学歴と同等以上の学歴を有する者であつて、知事が認定した研修課程を修めた者

五 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の規定による公認会計士若しくは会計士補の資格を有する者又は同法第六十三条の規定による計理士の資格を有する者

六 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の規定による税理士の資格を有する者

七 中小企業診断員の登録を受けている者

八 知事が前各号に規定する者と同等以上の指導能力を有すると認める者

(商工会指導員の資格)

第五条 商工会指導員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 大学卒業者であつて、商工鉱業の指導実務に最近五年のうち三年以上従事した経験を有する者
- 二 短期大学卒業者であつて、商工鉱業の指導実務に最近七年のうち五年以上従事した経験を有する者
- 三 商工鉱業の指導実務に七年以下従事した経験を有する者であつて、満三十才以上の者
- 四 知事が前各号に規定する者と同等以上の指導能力を有すると認める者

(経営指導員又は経営指導補助員の設置)

第六条 商工会又は商工会議所は、地区内の市町村ごとの小規模事業者の数に応じて定める別表二の経営指導員設置基準により算出した数の合計数以内において経営指導員を設置することができる。ただし、二以上の町村における小規模事業者の数が三百以上四百未満であるときは、当該二以上の町村に対し、経営指導員一人を設置することができる。

2 商工会又は商工会議所は、前項の基準により設置した経営指導員の設置員数に応じて定める別表三の経営指導補助員設置基準により経営指導補助員を設置することができる。

3 前二項の場合において、知事が商工会又は商工会議所の地区内の商工業の状況等から、特に前二項の基準を超えて経営指導員又は経営指導補助員を設置する必要があると認めるときは、この限りでない。

(労働条件に関する規定)

第七条 商工会等は、補助対象職員について、給与その他必要な労働条件に関する適切な規定を定めなければならない。

(補助金の限度額)

第八条 補助金のうち経営指導員に係る分の限度額は、次のとおりとする。

- 一 経営指導員の人件費については、二万二千五百円に、経営指導員ごとの設置延べ月数を乗じて得た額の合計額。ただし、知事の承認を得た場合には、右

金額の一部を限度として増額することができる。

二 経営指導補助員の人件費については、八千円に経営指導補助員ごとの設置延べ月数を乗じて得た額の合計額

三 旅費については、一千円に経営指導員の設置延べ月数を乗じて得た額

四 講習会開催費については、経営指導員の設置定数に応じて定める次の額

- 一人 一万九千二百円
- 二人 三万八千四百円
- 三人 七万二千元
- 四人 九万六千元
- 五人 十四万四千元

五 専門指導員謝金については、経営指導員の設置定数に応じて定める次の額

- 一人 三万八千四百円
- 二人 七万六千八百円
- 三人 十四万四千元

四人 十九万二千元

五人 二十八万八千元

六 軽二輪自動車の購入費については、次の基準により算出した台数から、昭和三十六年度までに補助対象として設置した台数を減じた台数に四万円を乗じて得た額

イ 経営指導員を一人以上四人以下設置するものについては二台

ロ 経営指導員を五人以上設置するものについては二台

七 経営カルテ作成費については、二十円に経営カルテ作成部数を乗じて得た額

八 事務費については、二千元に経営指導員の設置延べ月数を乗じて得た額

第九条 補助金のうち商工会指導員に係る分の限度額は、次のとおりとする。

一 商工会指導員の人件費については、二万九千元に商工会指導員の設置延べ月数を乗じて得た額

二 指導旅費については、三千円に商工会指導員の設置延べ月数を乗じて得た額

三 商工会指導員研修会出席旅費については、知事が別に定める額

四 事務費については、六千円に商工会指導員の設置延べ月数を乗じて得た額

(補助金の額の確定の場合における限度)

第十条 前二条各号に定める補助金の額の確定の場合における限度は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- 一 各経費ごとの実支出額の合計額。ただし、講習会開催費については、実支出額が二千四百円に講習会開催回数に乗じて得た額を超えるときはその額を、専門指導員謝金については、実支出額が八百円に専門指導員委嘱延べ時間数を乗じて得た額を超えるときはその額を、それぞれ実支出額とみなす。
- 二 各経費ごとの補助金の額の合計額

第十一条 補助金の交付を受けようとする商工会等は、

- (補助金の交付の申請)

毎会計年度知事が別に定める期日までに、規則第五条による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、様式第一号による補助金内訳書を添付しなければならない。

3 前二項に規定する申請書等は、商工会又は商工会議所については正一通、県商工会連合会については正一通及び写し四通とする。

(申請の取下げ)

第十二条 商工会等は、補助金交付決定の内容又は条件に対して不服がある場合には、申請の取下げをすることができ。

2 前項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付決定を受けた日から十五日以内とする。

(補助事業の中止及び廃止)

第十三条 商工会等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助対象職員の変更)

第十四条 商工会等は、補助対象である経営指導員及び商工会指導員を変更しようとする場合には、様式第二号による変更承認申請書正一通を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 商工会又は商工会議所は、補助対象である経営指導補助員に変更があつた場合には、すみやかに様式第三号による経営指導補助員変更届正一通を知事に提出しなければならない。

(補助対象職員の長期欠勤等)

第十五条 商工会等は、経営指導員、経営指導補助員及び商工会指導員が引続き一月を超えて欠勤するに至つた場合には、すみやかに様式第四号による長期欠勤届正一通を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告があつた場合において、知事は必要な指示をすることができる。

(遂行状況報告書の提出)

第十六条 商工会等は、知事が別に定める補助事業遂行

状況報告要領により、補助事業の遂行状況について知事に報告書を提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第十七条 商工会等は、補助事業の実績について、様式第五号による小規模事業指導費補助金に係る補助事業実績報告書正一通を毎会計年度終了後十日以内に、又は規則第十一条第一項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から十日以内に知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第十八条 商工会等は、補助事業に係る経理について、常にその收支の事実を明らかにする証拠書類を随時提出できるよう整備しておかなければならない。

2 前項の書類は、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度分の補助金から適用する。

(別表2)

経営指導員設置基準

小規模事業者の数	経営指導員の設置定数
400 ~ 849	1
850 ~ 1,549	2
1,550 ~ 2,749	3
2,750 ~ 4,249	4
4,250 ~ 5,999	5

(別表3)

経営指導補助員設置基準

経営指導員の設置員数	経営指導補助員の設置定数
1 ~ 4	1
5 ~ 9	2

(別表1)

小規模事業指導費補助金補助事業別補助対象経費

事業	補助対象経費			備考
	区分	内容		
(1) 商工会又は商工会議所の行なう経営改善普及事業	経営指導員の人件費	俸 養 手 給 扶 勤 手 当 通 末 手 当 期		
	経営指導補助員の人件費	同 上		
	旅 費	経営改善普及事業の実施に要する経営指導員及び同補助員の旅費(研修会、研究会等への出席旅費を含む)		
	講習会費	経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会等の開催に要する会場借上料及び資料費		
	専門指導員謝金	経営改善普及事業の実施に要する専門指導員の謝金		
	軽二輪自動車購入費	経営改善普及事業の実施に必要な原動機付自転車又は軽二輪自動車の購入費		
	経営カルテ作成費	小規模事業者の実態及び指導経過等を記録するカルテの作成整理に要する経費		
(2) 商工会指導員の設置	事 務 費	経営改善普及事業の実施に要する備品費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、修繕費、借料及び損料		
	人 件 費	俸 養 手 給 扶 勤 末 手 当 通 期		
	指導旅費	商工会指導員の商工会運営指導に要する旅費(下記研修会出席旅費を除く。)		
	研修会出席旅費	商工会指導員研修会に商工会指導員が出席するのに要する経費		
	事 務 費	商工会の運営指導に要する備品費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、修繕費、借料及び損料		

(注)

- 1 市町村よりの補助金がある場合は、自己負担その他の欄中に記入すること。
- 2 人件費欄の記入について人数が多数のところは「計」のみを記入し、経営指導員及び指導補助員別のものを別表とすること。
- 3 備考欄には所要経費の積算概要を記入すること。
- 4 「人件費」の内訳については「負担区分」欄に記入する必要はない。

(備考)

次に掲げる書類を添付すること。

- (イ) 経営指導員及び同補助員の略歴書（前年度より引続き設置する者の分を除く。） 5 部
- (ロ) 経営指導員及び同補助員の服務規程及び給与規程 1 部
- (ハ) 地区内の市、町、村別の小規模事業者の数（市町村長の証明書）及び名簿 1 部
- (ニ) 収支予算書又は予算案（小規模事業指導に係る経費について特別会計を設けている場合は、その収支予算書又は予算案） 5 部
- (ホ) 小規模事業指導の事業計画書又は事業計画案 1 部
- (ヘ) 二以上の商工会で経営指導員を設置している商工会は同意書及び協定書 1 部

(様式第1号(商工会及び商工会議所分))

昭和 年度小規模事業指導費補助金内訳書

経営指導員 同 補助員	設 置 年 月 日	費 目	所 要 経 営		負 担 区 分		備 考
			月 額 (単 価)	月 数 (員 数)	金 額	県 補 助 金	
氏 名		経営指導員 人件費	円		円	円	
		俸 給			—	—	
		扶 養 手 当			—	—	
		通 勤 手 当			—	—	
		期 末 手 当			—	—	
氏 名		経営指導員 人件費					
		補 助 員 人 件 費 計					
		俸 給			—	—	
		扶 養 手 当			—	—	
		通 勤 手 当			—	—	
		期 末 手 当			—	—	
		補 助 員 人 件 費 計					
		旅 費					
		講 習 会 開 催 費					
		専 門 指 導 員 謝 金					
		講 習 会 等 (集 団)					
		そ の 他 (個 別)			—	—	
		軽 二 輪 自 動 車 購 入 費					
		カ ル テ 作 成 費					
		事 務 費					
合		計					

経営指導員 設置定数 名
設置員数 名

(様式第2号)

番 号
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
〇〇商工会(又は商工会議所及び商工会連合会)
・ 会長(又は会頭) 氏 名 団

経営指導員(商工会指導員)変更承認申請書

昭和 年 月 日付け 第 号をもつて補助対象となつた経営指導員(商工会指導員)を下記のとおり変更したいのでご承認願います。

記

1 変更者氏名

- (イ) 解任しようとする者
- (ロ) 新たに任命しようとする者

2 変更年月日

- (イ) 解任年月日
- (ロ) 新任年月日

3 変更の理由

(備考) 下記の書類を添付すること。

- (イ) 変更者の略歴書 3 部
- (ロ) 新旧職員の人件費の調書 3 部
- (ハ) その他必要な書類 3 部

(様式第1号(商工会連合会分))

昭和 年度小規模事業指導費補助金内訳書

運 営 指 導 員	設 置 年 月 日	費 目	月 額 (単 価)	月 数 (員 数)	金 額	負 担 区 分		備 考
						具 補 助 金	自 己 担 他	
氏 名		人 件 費 俸 給 扶 養 手 当 通 勤 手 当 期 末 手 当	円		円	円	円	
氏 名		人 件 費 俸 給 扶 養 手 当 通 勤 手 当 期 末 手 当 人 件 費 計						
		指 導 旅 費						
		研 修 会 出 席 旅 費						
		事 務 費						
合 計								

(注)「人件費」の内訳については「負担区分」欄に記入する必要はない。

(備考)

次に掲げる書類を添付すること。

- (イ) 商工会指導員の略歴書(前年度より引続き設置する者の分は除く。)
- (ロ) 商工会指導員の服務規程及び給与規程
- (ハ) 地区内の商工会の数及び加入商工会の数
- (ニ) 収支予算書又は予算案
- (ホ) 事業計画書又は事業計画案

(様式第4号)

番 号
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
〇〇商工会(又は商工会議所及び商工会連合会)
会長(又は会頭) 氏 名 園

補助対象職員長期欠勤報告書

昭和 年 月 日付け 第 号をもって補助対象となつた

{ 経営指導員
経営指導補助員 } (氏 名) は下記のとおり長期欠勤すること
商工会指導員

になつたので報告します。

記

- 1 理由
- 2 欠勤開始日
- 3 *出勤予定日
- 4 その他必要な事項(診断書等)

(備考)

診断書その他必要な書類は2部添付すること。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
〇〇商工会(又は商工会議所及び商工会連合会)
会長(又は会頭) 氏 名 園

経営指導補助員変更届

昭和 年 月 日付け 第 号をもって補助対象となつた経営指導補助員
を下記のとおり変更したので報告します。

記

- 1 変更者氏名
 - (イ) 解任者
 - (ロ) 新任者
- 2 変更年月日
 - (イ) 解任年月日
 - (ロ) 新任年月日
- 3 変更の理由

(備考) 下記の書類を添付すること。

- (イ) 新旧職員の人件費の調書 2 部
- (ロ) その他必要な書類 2 部

(別紙1)

昭和 年度小規模事業指導費補助金支払明細表

氏名	設置年月日	費目	所要経費		負担区分			当初申請所要費	備考
			月額(単価)	月額(員数)	補助事業に要した経費	県補助	自己負担その他		
氏名		経営指導員人件費	円		円		円	円	
		俸給							
		扶養手当							
		通勤手当							
		期末手当							
氏名		経営指導員人件費							
氏名		経営指導員人件費計							
		補助員人件費							
		俸給							
		扶養手当							
		通勤手当							
		期末手当							
		補助員人件費計							
旅習会開催費	講習会等(集団)	その他(個別)							
軽二輪自動車購入費	製作費								
合	計								

- (注) 1 「人件費」の内訳については「負担区分」欄に記入する必要はない。
- 2 講習会開催費及び専門指導員謝金の員数欄は別紙2の(2)及び(3)と合致すること。
- 3 収支決算書又はその案を5部添付すること。

(様式第5号(商工会及び商工会議所分))

番 号
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

〇〇商工会(又は商工会議所)

会長(又は会頭) 氏 名 団

小規模事業指導費補助金交付要綱に基づく補助事業実績報告書

本商工会(又は商工会議所)は、昭和 年度標記補助事業を完了しましたので、小規模事業指導費補助金交付要綱第17条の規定により、下記の書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 支払明細表(別紙1)
- 2 事業実績報告書(別紙2)

(2) 講習会等の開催による指導

開催年月日	題目	講師の職名及び氏名	実施時間	支払金額	開催場所	支払金額	内容別指導対象者数						
							金融	税務	経理	経営	労務	その他	計
			時間	円		円	人	人	人	人	人	人	人
計	回												

(注) 共催で実施したものは題目欄に〇〇商工会と共催と記入すること。

(3) 専門指導員による個別指導

実施年月日	内容	実施者の職名及び氏名	委嘱時間	支払金額	実施場所	内容別指導対象者数						
						金融	税務	経理	経営	労務	その他	計
			時間	円		人	人	人	人	人	人	人
計												

(注) 内容欄には窓口指導、診断等具体的に記入すること。

(4) 金融のあつせん

あつせんの種類	あつせん延べ件数	貸付決定延べ件数	あつせん総額	貸付決定総額	備考
国民金融公庫	件	件	円	円	
その他金融機関					
計					
内信用保証協会の信用保証のあつたもの					

(別紙2)

昭和 年度小規模事業指導事業実績報告書

〇〇商工会
(〇〇商工会議所)

(1) 経営指導員の指導

月別	相談指導の延日数			巡回指導						窓口指導(通信通話等によるものを含む)									
	巡回	窓口	計	金融	税務	経理	経営	労務	取引	その他	計	金融	税務	経理	経営	労務	取引	その他	計
4月				件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
5月																			
6月																			
7月																			
8月																			
9月																			
10月																			
11月																			
12月																			
1月																			
2月																			
3月																			
計																			

(注)

- 相談指導の内容は概ね次により区分すること。
金融—事業資金、信用保険等。税務—国税、地方税等。経理—帳簿組織等経理一般。経営—診断(簡易診断を含む)、経営分析等経営指導一般。労働—労務管理等。取引—販売先の紹介等国内商取引一般。その他—上記以外の事項。
- 相談指導の延日数は巡回及び窓口が重複しても差支えない。

(様式第5号(商工会連合会分))

番 号
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

〇〇商工会連合会

会 長 氏 名 宛

小規模事業指導費補助金交付要綱に基づく補助事業実績報告書

本商工会連合会は、昭和 年度標記補助事業を完了しましたので、小規模事業指導費補助金交付要綱第17条の規定により、下記の書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 支払明細表(別紙1)
- 2 事業実績報告書(別紙2)

(5) 社会保険等に関する事務代行

区 分	対 象 の 数	委託事業主の数	対象従業員数
社 会 保 険			
.....		
.....		
計			

(注) 対象の数欄には、事務代行のグループの数を記入すること。例へば、社会保険の事務代行組合の数が3つあれば3と記入すること。

(別紙2)

昭和 年度商工会運営指導事業実績報告書

事業内容	件数	延人員
(1) 商工会に対する現地指導		
(2) 経営指導員研修会の開催		
(イ) 県と共同主催によるもの		
(ロ) 県商工会連合会の単独主催によるもの		
(ハ) 県以外の者との共同主催によるもの		
(3) 研究会の開催等		
(イ) 経営改善普及事業に関するもの		
(ロ) 商工会の指導に関するもの		
(4) 指導資料の作成		
(イ) 商工会に対するもの		
(ロ) 経営指導員に対するもの		

- (注) 1 指導資料の作成備考欄に印刷物の名称を記入すること。
 2 延人員欄は商工会に対する現地指導のみ記入すること。

(別紙1)

昭和 年度小規模事業指導費補助金支払明細表

氏名	費目	月額 (単価)	月額 (員数)	補助事業に要した経費	負担区分 補助金 自己負担その他	当初申請 所要経費	備考
氏名	人件費 俸給 扶養手当 通勤手当 期末手当						
氏名	人件費 俸給 扶養手当 通勤手当 期末手当						
	人件費計						
	指導旅費						
	砂修会出席旅費						
	事務費						
	合計						

- (注) 1 「入件費」の内訳については、「負担区分」欄に記入する必要はない。
 2 収支決算書又はその案を5部添付すること。